

東日本大震災や急激な円高により景気が悪化している経済状況の下で、被災地域の復興に資する長期の設備投資を行う中小企業者等に対して、日本政策金融公庫（国民生活事業、中小企業事業）が低利融資することで投資を促進します。

制度の概要

新設

対象者：日本政策金融公庫の貸付制度を利用する者であって、被災地域の復興に資する設備投資を行う者

対象資金：設備資金※¹

貸付金利：

- ①適用金利※²－0.5%（貸付後2年間）
- ②特定被災区域※³において雇用の維持又は雇用の拡大が見込まれる設備投資に係るものについては、適用金利－0.5%（全貸付期間）

※¹ 事業の用に使用されない土地取得のための資金等を除くその他資金。国内の設備投資を促進させる目的等から、対象としない資金があります。

※² 適用する貸付制度で適用される利率。

※³ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年5月2日法律第40号）第2条第3項に定める特定被災区域。

事業イメージ

所定の期間、適用金利を引き下げる

設備資金貸付利率特例

再挑戦支援資金

企業活力強化資金

環境・エネルギー対策資金

セーフティネット貸付

...

復興特別貸付制度
東日本大震災

※商工中金の危機対応業務（中小企業向け）においても、中小企業事業と同様の内容で実施（貸付金利の②を除く）。